

1. 部活動の基本的構え

生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として部活動を位置付け、スポーツ・文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の滋養等に資することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る。

2. 部活動の組織

P T A副会長を部活動育成会長とする。部活動育成会長は各部の保護者会長・コーチを招集し、4月～5月・9月～10月に部活動育成会議を行う。(必要に応じて臨時に行うこともある。)

3. 部活動の具体的方途

(1) 運営について

① 部活動と保護者クラブ活動、ジュニアクラブの併用、運営について

- ・部活動と保護者クラブ活動、ジュニアクラブを各部の実態に応じて、併用して活動を行っていく。

② 部活動の運営について

- ・活動時の服装は原則として学校生活の服装規定に従う。(体育時の服装)
- ・原則始業前には部活動は行わない。(朝練習は行わない)
ただし、協会等の大会前または演奏・競技会等の1週間前は行ってもよい。
(中体連大会の場合は2週間前)
- ・平日の1日の活動時間は長くとも2時間程度とする。
- ・部活動においては、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・放課後の活動は、最終下校時刻の10分前までとし、必ず顧問がつき指導にあたる。つけない場合はなしとするか、目の届く範囲の他の部顧問に依頼する。
- ・休日の活動は、部活動担当から出された割り当てに従って作成された各部の活動計画に沿って、必ず顧問がついて活動を行い、半日以内(3時間程度)とする。生徒の家庭や地域における活動を保障するよう、土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする。(第3日曜日「家庭の日」は休養日とする。)
- ・休日の部活動は教員が部活動の指導に当たる時間は、原則1ヶ月に15時間程度とする。
- ・大会等で既定の活動時間以外や朝部活で部活動を行いたい場合は「特別部活動申請届」を提出する。
- ・部室の開錠、施錠は教師が行う。

③ 保護者クラブ活動の運営について

- ・学校部活動に準じて活動時間を遵守し、休養日を設定する。平日の保護者クラブでの活動時間は、学校部活動に引き続き実施する場合においても合わせて2時間以内とする。
- ・休日を両日保護者クラブで活動する場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・休日の活動は部活、ジュニアクラブ、保護者クラブを合わせて、月に2日以上 of 休養日(家庭の日を含む)がとれるように月計画を立てる。
- ・保護者クラブ活動は保護者会長の責任のもと実施される学校管理下外の活動である。参加は任意で、スポーツ保険に加入して活動することとする。
- ・下校後19時まで体育館での保護者クラブ活動を行うことができる。希望する部活の顧問同士で相談し、事前に保護者会長名で活動計画書を提出し、校長の許可を得て活動を行う。
- ・保護者クラブ活動での指導者は、保護者会において承認を受けた者とする。

- ・鍵（体育館・武道場・部室）の使用、管理は保護者または指導者で行う。（部員生徒には管理させない。）校舎内を使用する部については顧問が校舎施設の管理（施錠等）をする。
- ・鍵の受け渡しについては各クラブの責任で下のように行う。ただし部室の鍵は保護者または指導者が責任をもって管理する。
 - 休日に使用する場合は、前日まで（使用日の前日）に使う部の保護者が学校へ借りに来る。
 - 当日開錠して施設を使用した後、施設の点検、施錠後、翌日保護者が学校へ返却する。（職員室の東入口、ロッカーの上にあるノートに記入）
 - 長期の貸し出しを希望するクラブについては校長に申し出るとともに、「長期貸出申請書」を記入し、提出する。（ただし、長期貸出は土日の活動をジュニアクラブ、保護者クラブで行う場合）

④ ジュニアクラブの運営について

- ~~・平日の活動は行わない。~~
- ~~・令和6年度は保護者ジュニアクラブ（協会ジュニアクラブとしては可）として大会に参加することは原則しない。~~
- ・休日の活動は、部活動担当から出された割り当てに従って作成された各部の活動計画に沿って、必ず保護者会が委託した指導者がついて活動を行い、半日以内（3時間程度）とする。生徒の家庭や地域における活動を保障するよう、土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする。（第3日曜日「家庭の日」は休養日とする。）
- ・ジュニアクラブでの活動時間は、原則1ヶ月に15時間程度とする。
- ・部室の開錠、施錠は保護者または指導者が行う。

⑤ 部活動を行わない日

- ・全体の会議（職員会等の会議や研修）がある日
- ・定期テスト1週間前に含まれる日
- ・その他、必要に応じて活動を中止する日

※ただし、上の期間でも、公式大会前など特別な事情がある場合、校長に許可を得て、特別練習・延長練習を行ってもよい。

⑥ 保険について

- ・部活動時のけがなどについては日本スポーツ振興センターの保険が適用される。
- ・保護者クラブでの活動、ジュニアクラブでの活動においては、部員、指導者（保護者）は必ず任意のスポーツ保険に加入（保険料は保護者負担）して行う。ジュニアクラブ及び、保護者クラブ活動での事故等の責任は保護者会及び参加部員の保護者が負う。

（2）加入と退部

- ① 中央中学校の部活動、ジュニアクラブは、活動意欲のある生徒のみが加入し活動を行う。
入部や部活動の継続については部活動加入届に記入し、学校の指示に従い手続きを行う。保護者クラブへの加入意思は各部の部活動保護者会で確認する。
- ② 部活動を退部する場合は、顧問、学級担任と相談後、退部届を記入し、担任・顧問・学年主任・部活動担当の承認を経て正式に退部とする。

(3) 活動計画

- ① 学校月間活動計画や施設の割り当て表に従い、部顧問および保護者会長は月間活動計画（部活用・クラブ用）を前月中に立て、部活動担当に提出する。
 - ・ 体育館、グラウンド使用の優先順位については部活動担当から出される計画によるが、それぞれの部顧問の話し合いによって調整しても良い。

(4) 保護者会

- ① 家庭や顧問との連携を図り、より意義ある活動とするために、部ごとに部活動保護者会を設立する。
- ② 外部指導者（社会人コーチ）の導入にあたっては、別に定める「外部指導者導入規程」に従って人選をする。
- ③ 保護者会の部活動費等の会計に関わっては、別に定める「部活動費・遠征費等事務取扱要領」に従って運営を図る。
- ④ 部費は各部で年間の活動予算をたて、必要に応じて部ごとに定める金額を徴収してもよい。保護者会でも話し合い、高額にならないように配慮して適正な金額とする。会計は必ず保護者会で行う。
- ⑤ 新年度5月末までと、役員が交代したとき（8～9月）に各部で保護者会を行う。
- ⑥ 部活動育成会議（保護者会長・会計・コーチ会議）で確認されたことは、各部の保護者会にて周知確認をする。

(5) 部活動の種類 本年度は以下の部活動を設置する。

1	剣道部	9	ハンドボール部
2	サッカー部	10	ホッケー部
3	水泳部	11	野球部
4	ソフトテニス部	12	陸上部
5	卓球部	13	吹奏楽部
6	バスケットボール部	14	パソコン部
7	バドミントン部	15	美術部
8	バレーボール部		

(6) 改廃（統合・休部・廃部）について

現在設置されている部活動で以下のいずれかが生じた場合、改廃対象とし、校内検討委員会を立ち上げて協議し、決定する。

- ☐ 3学年の合計人数が、公式戦・コンクール等に出場するために必要な人数を満たさない場合
- ☐ 合同チームでの参加が3年続いた場合
- ☐ 部活動保護者会から改廃検討を依頼された場合

なお、新しく設置しようとする場合は、要件として、競技種目として成立する人数が確保されていること、活動場所や運営に必要な用具の準備が整っていること、部活動顧問が確保されること、部活動保護者会が組織されることがあげられる。予め校長と相談をしながら検討をしていくこととする。

(7) その他・約束

① 活動時の服装

- ・ 休日の活動は、部で統一されたウェアで活動する。防寒着を除き、学校では使用しない。
- ・ 夏季（7月～9月）の朝や放課後の活動では、健康管理を理由として部で統一されたシャツでの活動を認める。

② 放課後の活動

- ・月の活動計画に従い、部ごとにまとまって活動する。
- ・顧問と生徒の連携を図り、練習内容を工夫し、事故防止に心がける。
- ・使用した用具・施設等のあと片付け、グラウンド整備などを確実にを行う。

③ 休日の活動

- ・部活動やジュニアクラブ、保護者クラブ活動とも、学校生活においてのきまりやルールを守って活動する。（部活動やジュニアクラブ、保護者クラブ活動は学校生活の延長線上にある。）
- ・自転車を使用する場合は、学校の自転車通学のきまりを厳守すること。自転車は学校で指定された場所に置く。
- ・活動終了後は用具・施設等のあと片付けやグラウンド整備などを確実にを行い、通学路を通過して登下校する。行き帰りの買い食いは絶対しない。
- ・飲料水はお茶やスポーツ飲料のみとし、水筒、ペットボトルに入れて持ってくる。ペットボトルで持ってくる場合、ゴミは持ち帰り、保護者会などからの差し入れはまとめて飲食し、後片付けを確実にを行う。

④ 対外試合・大会について

- ・マナーや約束を守り中央中学校生徒として恥ずかしくない行動をとる。
- ・移動に自転車を使う場合は必ずヘルメットを着用し、交通ルールを守り安全に注意する。

⑤ 部室の使用

- ・活動を行うときのみ使用してよい。活動に不必要なものを置かない。
- ・私物は下校時に持ち帰る。朝の練習後制服を置いていかない。
- ・常に整理、整頓に心がけ、定期的に清掃を行い清潔に保つ。
- ・部室内での飲食は一切行わない。

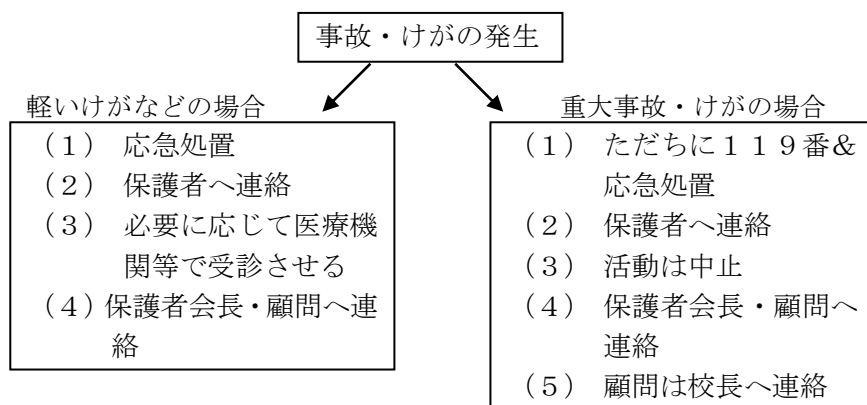
⑥ 保護者クラブ活動について

- ・保護者会と学校の協力・連携を深めると共に生徒の様子をよりつかむために保護者または、保護者会が委託した指導者がつく。
- ・保護者・指導者は学校顧問との連絡を密に取り、十分な教育的配慮のもと、部員の健康状態等に配慮し、けがや事故のないように活動を行う。
- ・万一に備え事故やけががあった場合の対処方法を保護者会において作成し、保護者・指導者に徹底しておく。

⑦ 部活動、ジュニアクラブ、保護者クラブ活動における生徒の送迎について

- ・大会等での対外試合や練習試合、合同練習における生徒の遠征については、顧問、保護者会で協議し、公共交通機関を利用して参加すること。保護者が送迎する場合は、必ず保護者の責任で行い、乗り合わせはしない。

(8) 緊急時の対応について



- ・ 緊急時に備えて、AEDは南舎の1階の小会議室、体育館北入り口前に常備してある。小会議室のAEDを使用しなければならない事例が発生した場合は、顧問がついていない場合は、小会議室の窓ガラスを割って持ち出すこと。

※ 役員交代の時には、各部保護者会を開催して、以上のことについて徹底してください。